令和5年第3回定例会(12月議会)

教育公安委員会提出資料 (当日配布·所管事項審查関係資料)

令和5年12月11日 秋田県警察本部

## 警察職員の懲戒処分について

処 分 日	令和5年12月8日
被処分者	県央部 警察署 巡査長 30代 男性
処分内容	懲戒処分「停職6月」
処分事由	被処分者は、令和5年11月5日早朝、秋田市内の国道において、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有した状態で、普通乗用自動車を運転したもの。